

令和6年第7回 定例総会議事録

1 日時 令和6年7月19日（金）15時00分～16時00分

2 開催場所 公会堂さんさん館3階 第1～3会議室

3 出席者

(1) 委員（18名）

1番：峯岸 幸輔 委員、2番：石井 昭広、3番：田中 雅之 委員、
4番：高橋 寛幸 委員、5番：小林 孝司 委員、6番：海老澤成行 委員、
7番：伊藤 薫 委員、8番：小林 孝治 委員、9番：田中 邦明 委員、
10番：石井 辰男 委員、11番：白鳥 邦彦 委員、12番：高麗 千織 委員、
13番：山本 達也 委員、14番：原嶋 茂夫 委員、16番：穴戸 啓次 委員、
17番：小林 俊之 委員、18番：島田 功 委員、19番：高橋 克弘 委員、
※欠席 15番：藤沼 良典 委員、20番：江田 早苗 委員

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐：山田 弘光、事務局：笹原香菜子

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

事務局 ただ今から、令和6年第7回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は農業委員20名中、18名の委員が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第6条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第33条及び会議規則第13条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和6年第6回の定例総会会議録につきまして、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第32条及び会議規則第14条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第4条により、会長が議長となることが定められておりますので、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第13条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。6番：海老澤委員と、7番：伊藤委員のご両名にお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第18号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題とします。議案の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（2件）～

議長 議案第18号の1の現況確認について、担当の5番：小林委員ご説明願います。

5番：小林委員 7月5日に申請者立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおり

です。被相続人は生前、ご家族で当該農地の肥培管理を一生懸命していました。従いまして、主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手多数のため、証明することに決定いたします。次に議案第 18 号の 2 の現況確認について、担当の 2 番：石井委員よりご説明願います。

2 番：石井委員 7 月 11 日に申請者のご家族立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。申請地は 2 カ所あり、両方ともサツキが植わっており、また下草もなくきれいに管理されていました。生前はご家族で一生懸命肥培管理されていたため、主たる従事者として証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 19 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（8 件）～

議長 議案第 19 号の 1 の現況確認について、担当の 8 番：小林委員ご説明願います。

8 番：小林委員 7 月 12 日に申請者のご家族立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図の通りです。現地ではトマト、ナス、キュウリ、サトイモ、ピーマン、エダマメ、インゲン、オクラ、ジャガイモなどを作付けされていました。販路は学校農園と体験農園、その他は自家消費をしています。この農地はご家族で耕作しており、現在も適正に肥培管理されています。また終生、当該農地の肥培管理を行う事の確認も取れているので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 19 号の 2 の現況確認について、担当の 3 番：田中委員ご説明願います。

3 番：田中委員 7 月 13 日に申請者のご家族立会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。申請地は 2 カ所にわかれており、1 カ所目の農地は、北側は整地されており夏以降にブロッコリーを栽培する予定です。中央部はサツマイモ、バジル、ラッカセイが栽培されており、南側はオクラ、ズッキーニ、ナス、トマト、ピーマンが栽培されています。2 カ所目の農地は、南側にはミカン、デコポン、ユズなどの柑橘類とウメなどが植わっています。東側は小学校の収穫体験の授業で使用しており、トウモロコシが栽培されていました。現在は収穫済みで、今後はキャベツ、カリフラワーを植える予定です。西側は春はハウレンソウ、レタス、ジャガイモ、ニンジン、サトイモなど、秋冬はキャベツ、カリフラワーなどを栽培する予定です。2 カ所ともご家族でしっかりと管理されています。収穫した生産物は

庭先販売や学校給食などに出荷しています。今後において終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れておりますので証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 19 号の 3 の現況確認について、担当の 7 番：伊藤委員ご説明願います。

7 番：伊藤委員 7 月 11 日に申請者立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。申請地は 2 カ所にわかれており、1 カ所目の農地は、北側でナス、ピーマン、エダマメ、トマトが栽培されていました。南側はクリとカキが定植されていました。2 カ所目の農地は、トウモロコシ、長ネギ、サトイモが植わっていました。ハウスが 2 棟あり、1 棟ではミニトマト、もう 1 棟ではアスパラガスが定植されておりました。また夏果菜の収穫が終わった場所は、秋冬野菜に向けてきれいに耕耘されていました。収穫した作物は北野に 4 カ所、中原に 1 カ所設置している野菜の自動販売機で販売しています。クリは焼き栗にして販売しています。この農地は適正に管理されており、申請者において終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れておりますので証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 19 号の 4 の現況確認について、担当の 4 番：高橋委員ご説明願います。

4 番：高橋委員 7 月 17 日に申請者立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地にはカキが等間隔で 7 列 160 本植わっています。その他にブント、ミカン、キンカン、ユズが各 1 本植わっており、除草シートが敷かれています。販路は自宅と旧店舗でカキを時価で直販しています。この農地は適正に管理されており、申請者より終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れておりますので証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 19 号の 5 の現況確認について、担当の 1 番：峯岸委員ご説明願います。

1 番：峯岸委員 7 月 6 日に申請者立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地にはキュウリ、トマト、ナスが各 10 本、ジャガイモ 100 株、サツマイモ 100 株、サトイモ 50 株、エダマメ 50 本、ネギ 200 本、スイカ 5 本が栽培されていて、主に庭先販売をしています。申請者より終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れておりますので証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 19 号の 6 の現況確認について、これも担当の 1 番：峯岸委員ご説明願います。

1 番：峯岸委員 7 月 10 日に申請者立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地にはハウスが 2 棟あり、ブルーベリー、キンカン、アスパラガスを栽培しています。また自家消費用にキュウリ、トマト、ナスを各 5 本、カボチャを 2 本、ピーマン 5 本、サトイモ 20 本を栽培中です。従来は植木やポットの栽培をしていましたが、売れ行きがあまり良くないため、タマリユ、オタフクナンテンのポット、ハナミズキを 20 本、ツバキ 20 本、カキ 1 本を残して、その他の植木はチェーンソー、バックホウ、ウッドチップパーを使用して伐採、伐根、枝の粉碎作業を行っています。年内に植木畑から野菜畑へ変更し、今後は学校給食へ出荷する予定です。申請者より終生、営農する旨の確認も取れているため証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 19 号の 7 の現況確認について、担当の 18 番：島田委員ご説明願います。

18 番：島田委員 7 月 17 日に申請者立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地の北側にはキウイ棚、ブルーベリー 10 本、ビワやキンカンなどの果樹が植わっていました。その他は野菜畑で、中玉トマト 1 作、ナス 1 作栽培されています。申請者は 5 月頃から持病が悪化し農作業が満足にできない状況とのことで、雑草が目立ちました。申請者より病状回復とともに、秋作栽培のためにしっかりと下草の処理をする確約が取れており、また終生、営農する旨の確認も取れているため証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 19 号の 8 の現況確認について、担当の 5 番：小林委員ご説明願います。

5 番：小林委員 7 月 14 日に申請者とご家族の立ち会いのもと現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地では、トマト、キュウリ、ナス、ピーマン、ショウガ、シソ、オクラ、トウガン、スイカ等が作付けされていました。また収穫した野菜は自宅南側の庭先直売所で販売しています。申請者は家族と協力して適正に肥培管理しており、終生、当該農地の肥培管理を行う旨の確認も取れていますので証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に日程 2 の協議に入ります。協議 1 「農地保全・利活用促進月間の実施について」を議題とします。協議 1 について、事務局よ

り説明願います。

事務局 協議1「農地保全・利活用促進月間の実施について」説明。

例年どおり10月を農地保全・利活用促進月間に設定し、農地パトロールを実施したい。

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に、協議2「生産緑地のあっせんについて」を議題とします。協議2について事務局より説明願います。

事務局 協議2 「生産緑地のあっせんについて」説明

三鷹市から農業委員会あてに、生産緑地のあっせん依頼があった。

6三都第202号 生産緑地地区指定番号 第344号

農業委員から各担当地区の農業者に情報提供をしていただき、詳細な情報が必要な方がいる場合は農業委員会事務局へ。

農業委員会事務局への照会期限 令和6年8月7日（水）

議長 説明が終わりました。事務局説明について、ご質問やご意見等はございませんか。ご質問・ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定することについて、ご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議がなければ、事務局説明のとおり決定します。次に日程3の専決報告に入ります。専決報告1「農地の相続による権利取得の届出について」は案件がないので、専決報告2「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（3件）～

議長 報告2の1の現況確認について、担当の6番：海老澤委員よりご報告願います。

6番：海老澤委員 6月15日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は2階建ての住宅でした。

議長 報告2の2及び報告2の3の現況確認について、続けて担当の8番：小林委員よりご報告願います。

8番：小林委員 7月11日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。報告2の2の現地は舗装された更地でした。報告2の3の現地は月極駐車場でした。

議長 報告2の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ報告のとおりとします。次に専決報告3「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」は案件がないので、専決報告4「登記官照会について」事務局より説明願います。

事務局 専決報告4「登記官照会について」説明

照会件数4件 10筆 いずれも農地ではありませんでした。

議長 報告4の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。専決報告は以上です。次に日程4部会報告に入ります。部会長報告願います。

●農政部会：なし

- 農地部会：総会後に農地部会による検討会を行う。
- 経営部会：なし
- 四季コン：本日時点の応募件数は22件。引き続き周知をお願いしたい。

議長 各部会からの報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に、日程5の事務報告に入ります。事務報告1「農地に関するお願い・相談などについて」事務局より報告願います。

事務局 事務報告1「農地に関するお願い・相談などについて」説明
～事務局説明（2件）～

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に日程6の事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、6事業結果を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程7の事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、7事業予定を説明

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問はありますか。なければ報告のとおりです。その他になにかございませんか。最後に日程8のその他について、事務局より願います。

事務局 日程のとおり、8その他を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問はありますか。ご質問がなければ、以上で第7回の定例総会を終了いたします。この後、農地部会を開催しますので、農地部会の方はお残りください。